

番号：151226

国名：チュニジア

担当：農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年3月下旬から2016年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	チュニジア／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。  
(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

チュニジアにおいて水産資源は、動物性タンパク質の供給源及び外貨獲得源として重要な役割を果たしており、約5万3000人が漁業で生計を立てている。なかでも、ガベス湾に面する沿岸3県（スファックス、ガベス、メドニン）においては、全国の漁業従事者の6割強に当たる約3万3000人が漁業に従事し、全国の3分の2に当たる1万7470トンの沿岸漁業の水揚げ量を占めており、地域における重要な産業の一つと位置づけられている。

しかしながら近年、漁業の発展による過剰な水揚げや違法操業のため水産資源が減少し、チュニジアの沿岸漁業生産量は1989年には46,082トンであったものが2000年には26,000トン程度まで低下した。このためチュニジア政府は、技術協力「沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト」による支援を我が国に要請し、2005年から5年間、沿岸水産資源の持続的利用を目指す活動が実施された。プロジェクト実施の結果、人工漁礁の沈設や種苗の放流等の水産資源管理の取り組みは継続されていたが、これらは漁村を単位とした活動であるため、同プロジェクトの成果を発展させ、ガベス湾沿岸地域全体の水産資源量をモニタリングしつつ水産資源管理を行うことが必要とされていた。このため、チュニジア政府は、同プロジェクトの漁民参加型アプローチを踏襲しながらも、漁民及びチュニジア側行政機関の連携を強化しつつ同地域全体の持続的な水産資源利用と管理を支援する技術協力プロジェクトを新たに要請し、農業省・漁業水産養殖総局（DGPA）及び国立海洋科学技術研究所（INSTEM）をカウンターパート（以下「C/P」）として2012年10月より2016年10月まで4年間の予定で「ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト（以下「本プロジェクト」）」が開始された。

3年次までの活動で、研修や資源管理計画の啓発等を通じた関係機関の能力強化、各県が発行する漁業許可証のデータベース化やGIS情報への統合等を通じて作成した沿岸コミュニティーの情報に基づいた沿岸水産資源管理計画（案）の作成及びパイロットサイトにおける人工漁礁海域における現地調査結果を踏まえた管理計画の改定等が行われた。現在は、研修やパイロットサイトでの啓発活動を通じた関係機関の能力強化、沿岸水産資源管理計画（案）の最終化と実施体制の強化及び沿岸水産資源管理計画策定後のC/Pによる実行可能性の確認を実施中である。

今回実施する終了時評価調査は、2016年10月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2016年3月下旬）

- ①本プロジェクトに関する既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②本プロジェクトのPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他チュニジア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2016年4月上旬～4月下旬）

- ① JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ チュニジア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びチュニジア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びチュニジア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA チュニジア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年4月下旬～5月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願

います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
  - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書を計上して下さい）。
  - 航空経路は東京（日本）⇄チュニス（チュニジア）間を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択し、計上して下さい。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年4月2日～2016年4月24日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

### ③便宜供与内容

JICAチュニジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）
- エ) 通訳及び翻訳の備上  
英語⇄仏語の通訳及び翻訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地調査のスケジュールアレンジ及び必要に応じた専門家の同行
- カ) 執務スペースの提供  
なし。基本的に宿泊するホテルの自室等による作業（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8417）にて配布します。
  - ・中間レビュー調査報告書（案）
  - ・最新のPDM及びPO（最新版）
  - ・最新のプロジェクト業務進捗報告書（第3年次）
- ②本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12246864.pdf>

### (3) その他

- ① 本業務従事者は、語学力（仏語）を併せて有する者が望ましい。
- ② 本業務においては、年度にまたがる契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分を一括して作成すること。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度です。ので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAチュニジア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上